

平成 25 年度 第 3 回男女共同参画推進市民懇話会

会議録

- ▶ 日 時: 平成 25 年 12 月 18 日 (水) 10 時 00 分～12 時 00 分
- ▶ 場 所: 鷺津駅前事務所 大会議室
- ▶ 出 席 者
委 員: 池田恵子、中村哲也、佐原克哉、菅本和子、秀平陽子、高柳達弥、
山下美恵子、神谷尚世
ゲ ス ト : 太田明子、尾崎洋子 (新居町婦人会)
事 務 局: 市民協働課 (市民協働課長、課長代理、梅田)
- ▶ 資 料: 次第、湖西市男女共同参画条例 (案)

1. 会長あいさつ
2. 男女共同参画推進条例案について (会長より)
3. 意見交換 (条例案の柱について)
4. 次回に向けて (会長より)
5. 事務連絡 (次回懇話会開催日)

第 4 回懇話会

日時: 平成 26 年 2 月 6 日 (木) 10:00～12:00

場所: 鷺津駅前事務所大会議室

事前配布の条例案の訂正箇所・及び議論の結果変更した箇所

別紙、「湖西市男女共同参画条例 (案) 修正後」をご確認ください。
下線部 (二重線) が、変更箇所です。

意見交換

第 1 章

～ (定義) 第 2 条～

委員 (3) 市民 は、市内に居住している人のことか？

池田会長 職場での課題もあるので、通勤している人も含める。住民票の有無で規定しないほうがいい。

委員 (4) 事業者には、営利・非営利が含まれるのか？

池田会長 社会福祉法人などは、非営利の事業者。営利・非営利を問わない方がいいのでは。

委員 (4) は、「個人又は法人にかかわらず」ではなく「営利・非営利を問わず」のほうが、自分たちも入っているという気になる。

委員 (5) 地域活動団体を、「市民活動団体」にして、「地域社会」を削っては。「地域社会」は、限定された感じがする。自治会は市全域で活動している。

委員 「地域活動団体」は、親しみやすい言葉だと思う。みんなが飛び込んでいけるような感じ。

委員 JC で、三ヶ日・湖西・旧新居町の「浜名湖西岸地域」で活動している。「地域」も大きなくくりだと感じる。

池田会長 近隣の条例を見ながら、テーマ性を持って広く活動する団体を含み、かつ、地域の方にも馴染みのある文言を検討するので、今回は保留とする。

委員 (1) 男女共同参画社会 に、どんな社会になるのか、どんなメリットがあるのか、理想を入れたほうがいい。
理想の社会については前文に載せ、(1) では「社会」を削って、「男女共同参画」にしてはどうか。

事務局 「男女共同参画社会」の実現を目指しているので、「社会」は削れないのでは。

委員 「男女共同参画社会」は、少しの文書で表現できるものではない。ここで定義を書く必要があるのか。他の物と同列にはできない。

池田会長 全体をもって把握するよりは、一カ所分りやすい説明があった方がよい。

委員 (2) 積極的格差改善措置も、定義の並びになくてはいけないのか

池田会長 (1) 男女共同参画社会と (2) 積極的格差改善措置を併せて、吟味の後、条を独立させて作る方法もある。説明を具体的にする等、整理できるのでは。独立させた案を、後日提示する。

～第3条以降～

委員 子どもにとって、母親の存在は大きい。男女共同参画が進み過ぎると、子どもの権利が阻害される、と不安を感じる人もいる。
誤解のないように、男女共同参画について分りやすく説明した方がよい。

委員 持ちつ持たれつの姿、理想の実例が見えたらいいと思う。

委員 この会のように、女性と男性が話し合っ、お互いが思っていることを理解し、誤解を解く場が広まっていけばいいと思う。
文よりは、どのように発信していくかが大切。みんなに分りやすい、読みやすい条例であれば。

委員 市職員の間でも、男女共同参画への理解が進んでいない。市民も理解していない。

池田会長 なので、当初予定を変更し、2年かけて地域勉強会を開催しながら条例案を策定することにした。

池田会長 前文の「私たち」は、市民のことである。前文は、行政・市長が市民に提示するものではない。地域の課題を一番わかっている市民が作成し、提示する。前文は懇話会がつくるべきだと考える。

委員 男女共同参画社会の理想のイメージがそれぞれ違い、共通理解をしていない。理解を深めるために、前文もしくは条例以外のものが必要なのではないか。
「男女共同参画」という言葉にアレルギーを持っている人がいる。
理解をサポートするためのもの、批判とそれに対する答えの事例等があれば。

池田会長 市民に説明する際に、工夫が必要だということですね。とても大切なこと。

委員 第7条 男女が「平等に」を「ともに」にできないか。地域活動団体は、みんなが「ともに」地域をよくしようと組織しているもの。

池田会長 現状が、「男女がともに」なのである。現状に課題があるから、条文になっている。活動の場を与えてほしいと思った女性が地域に出たとき、受け入れる場を整えましょう、というのがこの条文。意欲があるのに、活動の場を与えられず、悲しい思いをしている女性がいる。参加したいと思う人を、いかに参加できるようにするか、ということ。

委員 「対等」と「平等」を統一したほうがいいのか。

池田会長 言葉のイメージは・・・
対等：個人の重みが同じ、姿形が違っていてもいい
平等：量・質が同じ
(次回までに) 全体的に見て検討し、統一する。

第2章

委員 第17条 推進委員 他市には推進委員はいるのか。

池田会長 他市は、ほとんどいる。

事務局 現在、湖西市には推進委員はいない。

委員 こあらこうりゅうかい
湖新楽交流会が推進委員ではないのは、もったいない。
湖新楽交流会が活動している、というニュアンスを入れられればいい。

事務局 検討します。

池田会長 第16条は、整理します。

第3章

委員 第26条 「10分の4」より「10分の5」が平等なのでは。

池田会長 10分の5は、実現が難しいこともある（奇数の時など）。

委員 第24条 懇話会では、権限がない。

池田会長 ほとんどの自治体では、もう少し上の、審議会等を作っている。
条例を運用するための審議会をつくるべき。

事務局 課長、部長と相談します。

池田会長 目的は、男女共同参画の推進、施策の実施状況を把握し、意見を述べること。

委員 第23条 苦情処理の関係機関を明確にするべき。

事務局 細かいところは、条例の施行規則で定めることができる。

委員 第19条 表彰だけではなく、広報などのメリットが必要。

池田会長 助成金、入札時や助成金申込みでポイントが付くなどが考えられる。

事務局 考えていきたい。

池田会長 (次回までに)「推進」と「促進」の言葉を統一する。

池田会長 地域の中や会社の中で暴力があれば、直接の被害者でなくても能力を発揮できなくなる。暴力は、まず先に対処すべき課題ということで、第 20 条をつくった。

池田会長 男女共同参画は、女性の課題だけとの誤解がある。すべての人が暮らしやすい社会が男女共同参画社会。過労死など、男性も課題を持っている。 保育・看護分野では、男性からの苦情もある。それも対象だということで、第 21 条をつくった。湖西市の特色となる条である。

委員 急に題目に「男性」が出たので、違和感がある。

池田会長 基本理念の、性別が明確ではない人について触れているところの 1 つ前に、「女性だけのことを扱うものではない」というのを文言を入れると、違和感がなくなるのでは。

池田会長 次回会議の前に、本日の議論を踏まえた改訂版を送付する。

2 月 1 日の講演会の講師、犬塚教授は、とても分かりやすく、楽しい話をする方。勉強になると思うので、ぜひ参加を。

【事務局より委員の皆様へ】

男女共同参画が進むと、子どもの権利が阻害されるのでしょうか？

現在の日本では、子どもにとっての頼りがいは母親>父親の場合が多いのは事実です。
では、なぜ頼りがいに差が生じているのか？

その要因は、生まれ持った性質ではなく、育児に関わる時間・量の大きな差にあるのではないのでしょうか？
〔第 2 回懇話会配布資料「ひとりひとりが幸せな社会のために」 P3 【2】〕

女性の社会進出が進めば、子どもと過ごす時間は減少するかもしれません。
その間に子どもを放置せず、男性、そして社会全体で責任を担い、協力して子どもを育てましょう、というのが男女共同参画社会です。(基本理念の一つ、「家庭生活における活動と他の活動の両立」)

“母親にしか頼れない” より “父母両方に頼れる” 方が、子ども権利・幸せがより守られていると感じませんか？